

AJ・JCB/AJ・VISA/全日信販カード会員規約

ご注意 本契約については、お客様の申し込まれたカードブランドの条項が適用されます。

ICカード条項

本規約中の IC チップを組込んだカード（以下「ICカード」といいます。）に関する条項は、全日信販株式会社が会員に対し、ICカードを貸与した場合の追加条項として会員に適用されます。

第一章 一般条項

第1条（本人会員および家族会員）

- (1) 本人会員とは、本規約を承認のうえ、全日信販株式会社（以下「当社」といいます。）に第2条(1)に定める3種類のカードのうちから選択して入会の申し込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。
- (2) 本人会員が代理人として指定した家族で、本規約を承認のうえ家族会員として入会の申し込みをされ、当社が入会を認めた方を家族会員とします。本人会員は当社が家族会員用に発行する第2条(1)に定めるカード（以下「家族カード」といいます。）を、本規約に基づき本人会員の代理人として家族会員に利用させることができ、家族会員は、本規約に基づき本人会員の代理人として家族カードを利用できるものとします。なお、本人会員は家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取り消しまたは無効等の消滅事由がある場合は、第14条(1)所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を届け出るものとします。本人会員は、この届け出以前に本件代理権が消滅したことを当社に対して主張することはできません。
- (3) 家族会員による家族カードの利用はすべて本人会員の代理人としての利用となります。当該家族カードの利用に基づく支払義務は、本人会員が負担し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本人会員は自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対し本規約を遵守させるものとし、本人会員は自ら本規約を遵守しなかったこと、または家族会員が本規約を遵守しなかったことにより生じた当社の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含みます。）をいずれも賠償するものとします。
- (4) 家族会員は、当社が家族カードの利用内容・利用状況等を本人会員に対し通知することをあらかじめ承諾するものとします。
- (5) 本人会員および家族会員（以下両者を「会員」といいます。）と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。

第2条（カードの貸与・有効期限）

- (1) 本規約に定めるクレジットカードは、「全日信販カード」とJCBカード機能を有する「AJ・JCBカード」もしくはVISAカード機能を有する「AJ・VISAカード」の3種類（会員番号、会員氏名、有効期限等のカード情報を含み、以下これらを総称して「カード」といいます。）とし、「AJ・JCBカード」および「AJ・VISAカード」は本規約中の各カードブランドの条項の規定を適用します。
- (2) 当社は会員1名につき、1枚ずつのカードを発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当社に属するものとします。
- (3) 当社がカードを貸与したときは、会員は直ちにカードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管する義務を負います。
- (4) カードは、会員のみが利用でき、カード上に表示された名義人以外の者（以下「他人」といいます。）に貸与、譲渡、質入れ、担保提供その他一切の処分をすることはできません。また、カード上に表示された会員番号、会員氏名、有効期限等のカード情報を他人に使用させることはできません。
- (5) 会員が(3)、(4)に違反し、カードが他人に使用されたときは、その利用代金の支払いは本人会員の負担となります。なお、家族会員が(3)、(4)に違反したことに基いて当社またはその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については、当該家族会員自身も負うものとします。
- (6) カードの有効期限はカードに表示します。当社が引き続き会員として適当と認める場合は当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードと会員規約を送付します。なお、新しいカードの送付を受けたときは、会員は自らの責任において従前のカードの磁気ストライプ部分（ICカードの場合はICチップ部分についても同様）を切断して、使用不能な状態にしたうえで処分するものとします。ただし、一定期間カードの利用がないまたは会員が満75歳を超えた場合、本契約の全部もしくは一部を更新しないことがあります。

第3条（年会費）

本人会員は当社に対し毎年当社所定の時期に当社所定の年会費（家族カードの年会費を含みます。）を支払

うものとし、なお、支払済の年会費は理由のいかんを問わず返還しないものとし、また、年会費のみの請求の場合は、ご利用代金明細書を発行しないことがあります。

第4条（暗証番号）

- (1) 当社は会員より届け出のあった暗証番号を所定の方法で登録します。なお、会員は暗証番号が本人確認用の番号であることを認識し、暗証番号に会員の生年月日、電話番号等他人に容易に推測されるものおよび「0000」「9999」の番号を選択することを避けるものとし、また、届け出が無い場合または届けた暗証番号が容易に他人に推測されるような暗証番号等当社が不適切と判断した場合には、当社の指定した暗証番号を登録し、本人会員にその旨を通知することをあらかじめ承諾します。
- (2) 暗証番号は他人に知られないよう十分注意するものとし、会員の故意または重大な過失により、他人に知られたことにより生じた損害については会員の負担となります。なお、家族会員が本項に違反したことに基づいて当社またはその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については、当該家族会員自身も負うものとし、

第5条（カードの利用可能額）

- (1) カードの利用可能額は、家族会員の利用を含んで当社が認めた金額とします。なお、当社が会員のカード利用状況や信用状況等により必要と認めた場合はいつでも利用可能額を増額または減額できるものとし、
- (2) (1)にかかわらず、家族会員の利用を含むキャッシングの利用可能額については、本人会員が希望するキャッシングの利用可能額の範囲内で当社が認める金額とします。ただし、当社が会員のカード利用状況や信用状況等により必要と認めた場合はいつでもキャッシングの利用可能額を減額できるものとし、また、利用可能額の増額（利用可能額を減額した後、元の利用可能額を上回らない額まで増額する場合を除く。）については本人会員からの要請があり、かつ当社が認めた場合に限り増額するものとし、
- (3) 会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能額を超えてカードを使用してはならないものとし、また、当社の承認を得ずに利用可能額を超えてカードを使用した場合は、利用可能額を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。
- (4) 本人会員が当社から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合には、これらのカード利用残高の合計は当社が別に定める利用可能額を超えることはできないものとし、また、キャッシングの利用可能額については当社から貸与された複数枚のクレジットカードおよび融資専用カードの利用残高合計が、当社が別に定めるキャッシングの利用可能額を超えることはできないものとし、
- (5) 当社は入会後においても、貸金業法その他法令等の定めにより、収入を証明する書面、その他の必要な資料の提出を求める場合があり、本人会員はその求めに応じるものとし、なお、会員が当社の求めに応じないときは、当社は会員資格の取り消し、カードの全部もしくは一部の利用停止または利用可能額の引き下げ等の措置をとることができるものとし、

第6条（カードの機能）

会員は、カードを利用して、当社および当社の加盟店ならびにVISA Worldwide Pte.Limited（以下「VISAワールドワイド」といいます。）または株式会社JCB（以下「JCB」といいます。）で会員が選択した提携カード会社（以下「当該提携カード会社」といいます。）に加盟または業務提携した日本国内外のクレジットカード会社・金融機関と契約した加盟店（以下これらを総称して「加盟店」といいます。）でお買物とサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができます。ただし、「全日信販カード」は当社および当社の加盟店でのみカードショッピングができます。また、本人会員は、自らまたは家族会員を代理人として、カードを利用して当社から金銭の借入れを受けること（以下「カードキャッシング」といいます。）ができます。

第7条（お支払い）

- (1) カードショッピングの利用代金および手数料（以下「カードショッピングの支払金」といいます。）ならびにカードキャッシングの融資金および利息（以下「カードキャッシングの支払金」といいます。）その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。）は、毎月5日に締め切り（カードにより前月末日締め切り、翌月27日支払いの場合もあります。）当月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日。ただし、一部金融機関によっては27日以外もあります。）に本人会員があらかじめ約定した当社の指定する金融機関の預金口座から口座振替（以下「口座振替」といいます。）の方法によりお支払いいただきます。ただし、事務上の都合により、上記締切日の翌日以降の27日からお支払いいただく場合があります。また、口座振替の方法によりお支払いいただく場合で、当社に対する他の債務の支払いが同一の口座から口座振替される場合、当社はこれらの請求額を合算して口座振替の依頼を行うことがあります。

- (2) 本人会員がカードキャッシングの支払金を支払い、本人会員から領収証発行の請求があった場合、その他当社が指定する場合を除き、当社は領収証を発行いたしません。

第 8 条（外貨建てによる利用代金の円への換算）

「AJ-VISA カード」において会員の外貨建てによるカード利用代金の円貨への換算方法は、外貨額を VISA ワールドワイドの決済センターにおいて、集中決済された時点での VISA ワールドワイド所定のレートに、海外取引に関する事務処理費用を加えたレートで円貨に換算します。なお、これらの決済センターにより決済されない取引については、当社または当社との提携金融機関所定の方法により円貨換算するものとします。

「AJ-JCB カード」において会員の日本国外におけるカード利用によるカードショッピングおよびカードキャッシングの支払金は、海外利用に関するコストとして、当社が定めた所定の事務処理費用をプラスした換算レートが適用されます。

第 9 条（支払金等の充当順序）

本人会員が、事前に当社に連絡することなく、または口座振替以外の方法で、当社に支払った金額が本契約その他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、本規約で別に定める場合を除き、会員への通知なくして、当社が当該支払を当社所定の時期における支払いとみなし、当社所定の順序、方法によりいずれかの債務（本契約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、または口座振替指定口座へ返金等しても異議ないものとします。ただし、リボルビング払の支払停止の抗弁に係る充当順序はこの限りではないものとします。

第 10 条（残高承認）

- (1) 当社は本人会員に対しカード利用による支払金を請求するときは、あらかじめ本人会員の届出住所宛、利用代金明細および残高を記載したご利用代金明細書を送付します。
- (2) 会員が本規約に基づきカードキャッシングを利用した場合は、当社は本人会員に対し、所定の事項を記載した「融資ご利用内容のお知らせ」を遅滞なく送付します。
- (3) 本人会員が(1)、(2)の書面を受け取った後、20 日以内に異議の申し立てをしなかったときは、当該書面記載の残高・内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。

第 11 条（費用・公租公課の負担）

- (1) 本人会員は、振込手数料、収納手数料その他の当社に対するカード利用による支払金等の支払いに要する費用を負担していただきます。
- (2) 本人会員は、支払いを遅延したことにより、当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替回数 1 回につき 315 円（うち税 15 円）振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 315 円（うち税 15 円）を別に支払っていただきます。
- (3) 本人会員は、カード利用による支払金等の支払遅滞等により当社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,050 円（うち税 50 円）を別に支払っていただきます。
- (4) 本人会員は、当社より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用を負担していただきます。
- (5) 会員は、当社から各種証明書の交付を受けるときは、当社所定の手数料を負担していただきます。
- (6) 本人会員は当社に支払う費用等について、公租公課（消費税等を含みます。以下同じ）が課される場合、または公租公課・手数料が変更される場合は、当該公租公課相当額または当該増額分を負担していただきます。
- (7) 改正貸金業法 4 条施行日以降、会員が金銭の受領または弁済のために現金自動貸付機その他の機械を利用したときは、当社は本人会員に対し、法令の範囲内で会社が定める利用料を請求することができるものとします。

第 12 条（カード会員保障制度）

- (1) 会員はカードの未着および紛失・盗難・詐取・横領もしくは偽造等による不測の損害を防止するために必ずカード会員保障制度に加入いただくものとします。
- (2) カード会員保障制度の内容は、当社が別途定めるカード会員保障制度規約によるものとします。
- (3) カード会員保障制度によって補填されない損害はすべて本人会員が負担するものとします。

第 13 条（カードの再発行）

- (1) カードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失・盗難・毀損・滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。なお、この場合は、再発行するカード 1 枚につき、当社所定の再発行の手数料 1,050 円（うち税 50 円）を負担していただくことがあります。
- (2) 当社は、カード情報の管理・保護等、当社の業務上必要と判断した場合、カード番号を変更のうえカードを再発行できるものとし、会員はあらかじめこれを承認します。

第 14 条（退会ならびにカードの使用停止と返却）

- (1) 会員の都合により退会（本人会員による家族会員のみの退会を含みます。）するときは、当社宛その旨の届け出を行うものとし、同時に会員は自らの責任においてカードの磁気ストライプ部分（IC カードの場合は IC チップ部分についても同様）を切断して、使用不能な状態にしたうえで処分するものとします。なお、本人会員は退会を申し出た後であっても、すべてのカード利用による支払金等の未払債務を支払わなければならないものとします。なお、カード利用による支払金等の未払債務を完済されたときをもって退会といたします。
- (2) 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、カードの使用を停止し、または会員の資格を取消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。
 - 入会時に虚偽の申告をした場合。
 - 本規約のいずれかに違反した場合。
 - 本人会員がカード利用による支払金等（年会費を含みます。）当社に対する一切の債務の履行を怠った場合。
 - 会員が第 15 条各号のいずれかに該当した場合。
 - 会員の信用状態が著しく悪化したと当社が判断した場合。
 - 会員のカード利用が、換金目的による商品購入その他の不適當または不審な利用であると当社が判断した場合。
 - その他当社が会員として不適當と判断した場合。
- (3) 会員が(2)に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返却をもとめたときは、会員は直ちにカードを返却していただきます。また当社が当該カードの回収に要した一切の費用は、会員に負担していただきます。

第 15 条（期限の利益の喪失）

本人会員が、次のいずれかに該当したときは、本契約に基づく一切の債務およびその他の契約に基づいて当社に対して負担する一切の債務について、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちににお支払いいただきます。

本契約に基づく債務の支払いを遅滞し、当社から 20 日間以上の相当な期間を定めた書面による催告を受けたにもかかわらず、その期限までにお支払いのなかったとき。

強制執行、仮処分、仮差押などの申し立てまたは滞納処分を受けたとき。

自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき。

破産手続、民事再生手続、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てたとき。

商品や権利の購入または役務の受領が会員にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する取引については、本人会員が分割支払金の支払いを 1 回でも怠ったとき。会員が商品（権利も含みます。以下同じとなります。）の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害するような行為をしたとき。

本契約上の義務に違反し、その義務違反が重大な違反となるとき。

本人会員がカードキャッシングによる支払いを 1 回でも怠ったとき。（ただし、利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。）

本人会員について債務の整理、和解・調停の申し立てに関する通知書が届く等会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第 16 条（届出事項の変更）

- (1) 会員は、当社に届け出た住所・氏名・勤務先（連絡先）・指定預金口座等について変更があった場合には、所定の届出書により当社に通知していただきます。
- (2) 会員は、(1)の住所・氏名の変更の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、(1)の住所・氏名の変更の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときは、この限りではないものとします。また、当社が会員宛に発送した通知が、会員不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に会員に到達したものとみなしますが、会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではないものとします。
- (3) 会員が当社との間で本契約以外の契約がある場合で、本契約以外の契約に対して届出事項の変更を行った場合には、特段の申し出がない限り、会員と当社との間のすべての契約について変更の届け出をしたものとみなします。

- (4) 当社は会員からの届け出以外で、当社が適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により会員の届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容につき会員からの届け出があったものとみなして取扱うことを会員は異議なく承認するものとします。

第 17 条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

日本国外でカードを利用する場合、現に適用されているまたは今後適用される諸法令、諸規約などにより許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の請求に応じこれを提出するものとします。また、会員は国外でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくとともに、日本国外でカードを利用したときは、当該提携カード会社の指示に従うものとします。

第 18 条（債権譲渡）

本人会員は、当社が本規約に基づき本人会員に対して有する債権を取引金融機関（その関連会社を含みます。）特定目的会社、債権回収会社その他の第三者に譲渡または譲渡担保することおよび当社が譲渡した債権を再び譲り受ける場合において次の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。また、会員は、譲渡等に伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、あらかじめ同意するものとします。

- (1) 債権譲渡後、当社は譲受人から継続して集金事務を委任される場合があること。この場合、譲受人から本人会員に対し、当社に対する集金事務委任の終了を通知するまでは、本人会員は当社に本規約上の債務を各条項に従い弁済するものとします。
- (2) 債権譲渡後、譲受人が第三者の集金事務代行会社に集金事務を委任する場合があること。この場合、譲受人から本人会員に対し集金事務代行会社に対する集金事務委任の終了を通知するまでは、本人会員は集金事務代行会社に本規約上の債務を各条項に従い弁済するものとします。

第 19 条（規約の変更）

本規約を変更する場合は、本人会員に変更事項をお知らせいたします。ただし、法令で定める重要な事項を変更する場合は、カード送付台紙（カードを除く）と本規約全文を通知するものとします。なお、通知書到達後、会員がカードを使用したときは、会員は変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。

第 20 条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第 21 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地・購入地および当社の本社、各支店、センターを管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 22 条（IC カードの暗証番号）

- (1) 会員が IC カード利用の際に使用する暗証番号は、第 4 条に基づき当社に登録された暗証番号とします。
- (2) 会員は、当社所定の方法にて申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、IC カードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります。

第二章 カードショッピング条項

第1条（カードショッピングの利用方法）

- (1) 会員は、加盟店でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことによりお買物とサービスの提供を受けることができます。なお、売上票への署名にかえて加盟店に設置されている端末機で、所定の手続きにより、同様のことができます。ただし、電子商取引、通信販売、電話予約販売等当社が特に認めた場合は、会員は当社が指定する方法により、カードの提示・売上票への署名等を省略することができます。カードの利用に際して、利用金額、購入商品や提供を受ける役務によっては当社の承認が必要となります。この場合、会員は、加盟店が当社に対してカードの利用に関する照会を行うことをあらかじめ承認するものとします。なお、当社は会員のカード利用が適当でないと判断した場合にはカードの利用を断ることがあります。また、貴金属、金券類等の一部の商品については、カードの利用を制限させていただく場合があります。
- (2) 本人会員は、カードショッピングの利用代金を当社が本人会員に代って加盟店に立替払することを、本人会員または本人会員の代理人である家族会員によって当社に委託するものとし、カードショッピングの支払金を当社に支払うものとします。
- (3) 商品の所有権は、当社が加盟店に立替払したことにより加盟店から当社に移転し、当該カードショッピングの支払金完済まで当社にあることを会員は認めるものとします。また、当社が販売した商品の所有権についても、当該カードショッピングの支払金完済まで当社にあることを会員は認めるものとします。
- (4) 会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として、会員がカード番号等の所定事項を事前に加盟店に登録する方法によりカードショッピングを利用することができます。この場合において、退会その他の事由による会員資格の喪失、カード番号の変更、その他当該登録内容に変更等があったときは、会員は、加盟店に通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。ただし、加盟店の要請により当該変更情報等を当社が会員に代わって加盟店に通知することを、会員はあらかじめ承認するものとします。
- (5) カードショッピングの利用のためにカードが加盟店に提示され、またはカード情報が通知された際、カードの第三者による不正使用を防止する目的のために、当社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社において会員のカード番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該カードショッピングの利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が当社に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する必要があることを、会員はあらかじめ承認するものとします。
- (6) 当社は、第三者によるカードの不正使用を回避するため当社が必要ありと認めた場合、加盟店に対し会員のショッピング利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、会員は調査に協力することをあらかじめ承認するものとします。

第2条（カードショッピングの支払金の支払方法）

- (1) カードショッピングの支払金の支払方法は、1回払、分割払、ボーナス併用分割払、ボーナス一括払、リボルビング払のうちから、会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。（ただし、日本国内でJCBカードまたはVISAカードとして利用する場合は、支払方法および手数料については当該提携カード会社と加盟店によって異なります。）なお、日本国外（当社と直接契約する日本国外の加盟店を除きます。）でカードを利用する場合は、原則として1回払とします。ただし、毎月8日までに会員から申し出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員は分割払による支払いを指定することができるものとします。また、当社が特に認めた場合には、(4)によるリボルビング払も利用できるものとします。
- (2) 当該提携カード会社の加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合、会員は、当該提携カード会社の加盟店が会員に対して有するカード利用債権を当該提携カード会社に譲渡し、または当該提携カード会社の提携会社もしくは提携金融機関等に直接または間接に譲渡し、さらに当該提携カード会社に譲渡されることを異議なく承諾するとともに、当社が当該提携カード会社に立替払し、もしくは当該提携カード会社またはその提携会社ないしは提携金融機関等が指定する特定の加盟店の場合においては当社が当該提携カード会社からカード利用債権を譲り受けることをあらかじめ承諾するものとし、これらの場合会員に対する通知を省略することに異議ないものとします。
- (3) 1回当たりの利用可能額は、日本国内では加盟店毎に当社が定めた額（当社が定めた一部の商品については、さらに別の利用可能額を定めることがあります。）までとします。日本国外においては当該提携カード会社が定めた金額までとします。ただし、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この可能額を超えて利用することができます。

支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は次の通りとなります。

支払回数(回)	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	ボーナス一括
支払期間(ヶ月)	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	-
実質年率(%)	-	-	12.25	13.50	14.00	14.75	14.75	15.00	15.00	15.00	15.00	-
支払金合計の利用 代金に対する割合	1	1	1.0204	1.034	1.0408	1.068	1.0816	1.102	1.1224	1.136	1.1632	1

ボーナス併用分割払の実質年率は上記と異なる場合があります。

分割払の場合、カードショッピングの支払金合計は、カードショッピングの利用代金に前記の分割払手数料を加算した金額となります。また、月々の支払金は、利用代金と分割払手数料をそれぞれ支払回数で除し、合算した金額となります。ただし、月々の分割払支払金の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。

(例) 利用代金が50,000円で、10回払をご指定の場合

- 支払金合計 50,000円×1.068=53,400円(内手数料3,400円)
- 月々の支払金 5,340円(内訳 利用代金50,000円÷10回=5,000円、
手数料3,400円÷10回=340円の合計)

ボーナス併用分割払のボーナス支払月は夏期と冬期の当社所定の月とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。ボーナス併用回数は支払回数10回のときは1回、12回・15回払のときは2回、18回・20回払のときは3回、24回払のときは4回とします。また、ボーナス支払月の加算総額は、1回当りのカードの利用代金の50%以内としボーナス併用回数で均等分割(ただし、ボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。)し、その金額を毎月の均等分割支払額に加算してお支払いいただきます。

ボーナス一括払の支払月は夏期または冬期の当社所定の月とします。なお、お取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、ボーナス月に一括してお支払いいただきます。

一部の加盟店によっては、支払回数、分割払手数料等が上記と異なる場合があります。なお、分割払手数料は金融情勢等の変動により改定させていただくことがあります。また、1回払で手数料があるときは、公租公課も含むものとします。

(4) 会員がリボルビング払を指定した場合(当社が特に認めた場合のみ)

毎月のカードショッピング利用代金の支払元金は、申込時に指定した金額(ただし、支払元金が申込時に指定した金額以下となる場合は残金全額)とし、手数料をこれに加算してお支払いいただきます。手数料は、毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して実質年率15.00%を乗じた額とします。

支払金額の具体的算定例は次の通りです。

(例) 毎月の支払元金が10,000円の場合で、締切日の利用残高が50,000円のと看

- 支払元金 10,000円
- 手数料 50,000円×15.00%÷12ヶ月=625円
- 支払金額 10,000円+625円=10,625円

会員の申し出があり当社が承認した場合は、毎月のカードショッピング利用代金の支払元金の変更、ボーナス月増額払の追加または変更ができるものとします。

(5) 会員は、手数料が金融情勢等により変動することに異議がないものとします。また、リボルビング払の場合は、第一章第19条の規定にかかわらず、当社から手数料の変更の通知をした後は、通知したときにおけるカードショッピングの利用残高の全額に対しても、改定後の手数料が適用されることに会員は異議がないものとします。

第3条(遅延損害金)

本人会員がカードショッピングの支払いを延滞した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、また期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済に至るまで、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第4条(早期完済の場合の特約)

本人会員が本規約に基づく債務の全部または一部の支払いを本規約に定める約定返済期日の前に繰り上げて支払おうとする場合には、本人会員が事前に当社に連絡のうえ、当社の承認を得て行うものとします。また、本人会員が当初の約定どおりにカードショッピングの支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間中の途中で残金全額を一括して支払うときは、本人会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により

算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合（70％）による金額分の払戻しを当社に請求することができるものとします。

第5条（商品の点検）

会員は、商品・権利の引渡しを受けたときまたは役務の提供を受けたときは速やかに現物を点検するものとします。

第6条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員が見本・カタログ等により申し込みをした場合においては、提供されまたは引き渡された商品、権利、役務が見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合は、会員は直ちに加盟店に対して商品、指定権利の交換または役務の再提供を申し出るか、または当該売買契約、役務提供契約の解除ができるものとします。なお、売買契約、役務提供契約を解除したときは速やかに当社に対してその旨を通知するものとします。

第7条（支払停止の抗弁）

(1) 会員は、下記の事由が存するときはその事由が解消するまでの間、当該商品等についての支払いを停止することができるものとします。

商品（権利）の全部または一部の引渡しが無いとき。

役務の全部または一部の提供がなされないとき。

商品（権利）の引渡しや役務は提供されたものの、約束の期日に遅れたため役に立たなかったとき。

商品（権利）または役務に欠陥（瑕疵）があるのに対応してもらえないとき。

クーリング・オフ、中途解約（ただし、特定商取引に関する法律に定める特定継続的役務提供契約、連鎖販売加入者個人取引契約の場合に限ります。）に応じてもらえないとき。

商品（権利）や役務が見本・カタログ等と異なるとき。

商品（権利）の販売の条件となっている役務の提供がないとき。

その他商品（権利）の販売、役務の提供につき加盟店に対して生じている事由があるとき。

(2) 当社は、本人会員が(1)の支払停止を行う旨を当社に申し出たときは直ちに所定の手続きをとるものとします。

(3) 会員は、本人会員が(2)の申し出をするときには、あらかじめ上記の事由解消のため加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

(4) 会員は(2)の申し出をするときには、速やかに上記の事由を記載した書面（資料があるときには資料を添付して）を当社に提出するよう努めるものとします。

(5) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いの停止を求めることはできないものとします。この場合、会員と加盟店との間の紛議は両者において解決するものとします。

売買契約等の目的・内容が会員にとって営業のためのものであるなど、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。

会員の指定した支払回数が翌月1回払のとき。

1回の利用にかかる支払総額が4万円（リボルビング払の場合は現金価格の合計が3万8千円）に満たないとき。

割賦販売法に定める指定権利以外の権利の購入を行うため、または割賦販売法の適用除外商品・役務の購入等にカードショッピングを利用したとき。

(1)の事由が会員の責に帰すべきとき、その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。

当社の承諾なしに、売買契約の合意解約、加盟店に対するカードショッピングの支払金の支払い、その他当社の債権を侵害する行為をしたとき。

日本国外でカードを利用したとき。ただし、会員が日本国内から通信販売の方法により海外の加盟店を利用した場合を除く。

(6) 会員は、当社がカードショッピングの支払金の残額から(1)による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後の支払金について支払いを継続するものとします。

第8条（ICカードによるカードショッピングの利用方法）

会員は、ICカードによるカードショッピングの利用の際、IC読取り機能付端末（以下「IC端末」といいます。）を設置した加盟店において、IC端末に暗証番号の入力を求められた場合、会員自ら暗証番号の入力を行うものとします。この場合、売上票への署名を省略できる場合があります。

第三章 カードキャッシング条項

第1条（カードキャッシングの利用方法）

- (1) 本人会員は、本人会員が希望し当社が認めた場合、自らまたは家族会員を代理人として、下記のいずれかの方法により、当社からカードキャッシングを受けることができます。

会員が、当社所定の現金自動貸付機（以下「CD・ATM」といいます。）にて暗証番号により所定の手順をなす方法。

会員がカード番号、暗証番号等を当社へ電話で連絡し、当社が承認する方法。

会員が当社所定の申込書に所定の項目を記入し、郵便で申し込み、当社が承認する方法。

会員が当該提携カード会社と提携した日本国外の取扱金融機関等で所定の手続きをなす方法。

その他当社所定の方法による場合。

- (2) キャッシングサービスは当社が認めた会員のみがそのサービスを受けることができます。
- (3) キャッシングサービスは1回払の場合も、リボルビング払の場合も当社が定める利用可能額までとしませんが、1回払の残高とリボルビング払の残高の合計額が、当社が定める利用可能額を超えることはできません。

第2条（カードキャッシングの支払金の支払方法）

- (1) カードキャッシングによる融資は1万円単位（ただし、日本国外での場合は当該提携カード会社または当社が指定する現地通貨単位）とし、支払方法は1回払、リボルビング払のうち会員が利用の際に指定した方法によるものとします。ただし、日本国外でのカードキャッシング利用分については、原則として1回払とします。なお、毎月8日までに会員から申し出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員はリボルビング払による支払いを指定することができるものとします。また、振り込みにて融資を行う場合は、第一章第7条に定める指定口座に振り込むものとします。

- (2) 1回払の場合、利息の実質年率は18.0%とし、ご利用日の翌日から支払日までの期間の利息を融資金に加算して一括してお支払いいただきます。

- (3) リボルビング払の場合、利息の実質年率は18.0%とし、元利金の返済方式は元本定額返済方式（リボルビング方式）とします。

リボルビング払の毎月の支払元金は、申込時に指定した金額（ただし、支払元金が申告時に指定した金額以下となる場合は残金全額）とします。ご利用後第1回支払金は、ご利用日の翌日から初回支払日までの期間の利息を、第2回以降支払金は支払月前月の支払日の翌日から支払月当月の支払日までの期間の利息をそれぞれ毎月の支払元金に加算してお支払いいただきます。

会員が日本国外で借入れてリボルビング払に変更した場合は、実質年率18.0%の手数料が適用されるものとします。

会員の申し出があり当社が承認した場合は、リボルビング払の毎月のカードキャッシングの支払元金の変更、ボーナス月増額払の追加または変更、翌月支払元金の増額支払ができるものとします。

- (4) 会員は利率が金融情勢等により変動することに異議がないものとします。また、第一章第19条の規定にかかわらず、当社から利率変更の通知をしたときは、変更後の利率が適用されるものとし、当社が特に指定したときは、通知をしたときにおけるカードキャッシングの利用残高の全額に対しても改定後の利率が適用されることに会員は異議がないものとします。

第3条（期日前の返済）

- (1) 会員は、本規約に定めるカードキャッシングの残債務額の一部または全額を約定期間の中で支払うことができるものとします。残債務全額のお支払いの場合、会員は事前に当社へ連絡したうえで、残元本とカードキャッシングの返済方法に応じた利率の割合による一括返済日までの端日数利息を、当社に支払うものとします。また、残債務額の一部をお支払いの場合も、会員は事前に当社へ連絡した上で、当社に支払うものとします。この場合、入金された金額は当社所定の方法により充当されることにあらかじめ同意するものとします。

- (2) 毎月の約定期日前にカードキャッシングの当該約定額を支払った場合、当該約定期日に清算することを条件として当社がその全額を受領し、精算金は支払金等の充当順序の規定に従って充当される場合があることに会員はあらかじめ同意するものとします。なお、他に充当すべき契約がない場合、当社は当該精算金を送金する方法により返金いたしますが、送金手数料は会員の負担とします。

第4条（遅延損害金）

会員がカードキャッシングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、また期限の利益を喪失したときは期限の利益喪失日から完済の日に至るまで、カードキャッシングの未払債務（元本分）に対し、年20.0%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第四章 個人情報の取扱に関する同意条項

第1条（個人情報の収集・保有・利用）

- (1) 会員は、本契約（本申込を含みます。以下同じとなります。）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を、当社が保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意します。

所定の申込書に会員が記載した会員の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況（変更情報を含みます。以下同じとなります。）

本契約に関する申込日、契約日、カード名称、カード有効期限、利用可能額、利用加盟店、商品名、カード利用金額、利息額、支払回数、毎月の支払金額、支払方法、振替口座

本契約に関するカード利用残高、月々の返済状況等、取引の状況ならびに履歴

本契約に関する会員の支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するため、会員が申告した資産・負債・収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況

犯罪による収益の移転防止に関する法律等に基づいて、本契約を行う者が会員本人に相違ないことを確認するため、当社が収集した会員の運転免許証、パスポート、住民票の写し等の記載事項

- (2) 会員は、当社が当社の事務（コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）ならびにカードの機能、付帯サービス等の提供を、当該提携カード会社を含む第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、(1)により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第2条（個人情報の利用）

- (1) 会員は、当社が下記の目的のために第1条(1) の個人情報を利用することに同意します。

当社のクレジット事業・融資事業・保険事業等における市場調査、商品開発

当社のクレジット事業・融資事業・保険事業等における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内および電話等による営業案内

当社が加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付等の営業案内および電話等による営業案内

- (2) 会員が契約したカードが当社と提携先が共同して発行するカード（以下「提携カード」といいます。）の場合、下記の目的のために必要な範囲で当社が第1条(1) の個人情報を、提携カードを発行する提携先に提供することに同意します。

提携先の宣伝物・印刷物等の販売促進のためおよびマーケティング活動・商品開発

本契約ならびに商品等に関する売買契約・役務提供契約による会員に対するサービスの履行

第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

- (1) 当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者、以下「加盟信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、会員および会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法および貸金業法の主旨により、会員の支払能力・返済能力の調査に限り、それを利用することに同意します。

- (2) 会員の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	株式会社シー・アイ・シー（CIC）
本契約に係る申し込みをした事実	乙が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了日から5年間

- (3) 会員は、加盟信用情報機関および当該機関の加盟会員が、加盟信用情報機関に登録されている個人情報について、正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等、加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、個人情報を相互に提供し、利用することに同意します。

- (4) 加盟信用情報機関および提携信用情報機関は下記の通りです。各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

区分	名称	所在地 電話番号 ホームページアドレス [機関の概要]
加盟 信用 情報 機関	株式会社 シー・アイ・シー (CIC)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウェスト 15F フリーダイヤル 0120-810-414 http://www.cic.co.jp/ (株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
提携 信用 情報 機関	全国銀行個人 信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL 03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html 全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
	株式会社 日本信用情報機構 (JICC)	〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-1 神田進興ビル フリーダイヤル 0120-441-481 http://www.jicc.co.jp (株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

(5) 加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名、契約額または利用可能額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日ならびに延滞等支払状況に関する情報の全部または一部となります。

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1) 会員は、当社および第3条で記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

当社に開示を求める場合には、第9条記載のお問い合わせ窓口にご連絡下さい。

個人信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。

(2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条（条項の不同意）

当社は、会員が本契約に必要な記載事項の記入を希望しない場合および本条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、第2条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第6条（利用中止の申し出）

第2条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用（提携カードの場合の提携先への提供を含みます。以下同じとなります。）している場合であっても、中止の申し出があった場合は、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内およびその同封物を除き、業務上支障がない範囲で、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。

第7条（契約の不成立）

本契約が不成立の場合であっても本申し込みをした事実は、第1条および第3条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第8条（条項の変更）

第四章条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第9条（お問い合わせ窓口）

第四章条項に関するお問い合わせおよび個人情報の取扱に関するお問い合わせは、末尾記載の当社クレジットセンターまでお願いします。

第五章 カード会員保障制度規約

第1条 (損害の補填)

当社は、当制度規約に従い当社が発行するカードが、紛失・盗難・詐取・横領もしくは偽造等（以下単に「紛失・盗難」といいます。）により保障期間中に他人に不正使用された場合、これによって会員が被る損害を全額補填します。

第2条 (保障期間)

当制度の保障期間は、カード登録の日から1年間とし、初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終了します。

第3条 (紛失・盗難届と損害補填期間)

- (1) カードが紛失・盗難にあったことを知ったときは、会員は直ちにその旨を当社へ連絡のうえ、最寄りの警察署に届けるとともに、当社所定の届出書を当社に提出するものとします。
- (2) 当社が発行したカードが届かなかったことを知ったときは、会員は直ちにその旨を当社へ連絡のうえ、当社所定の届出書を当社に提出するものとします。
- (3) 第1条により当社が補填する範囲は、(1)の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の60日前以降に行われた不正使用による損害とします。

第4条 (補填されない損害)

当社は第1条の規定にかかわらず次の損害について補填を行いません。

- (1) 会員の故意または重大な過失に起因する損害。
- (2) 他人に譲渡・貸与または担保差入れ等したカードの使用に起因する損害。
- (3) 会員の家族・同居人・留守人等、会員の関係者による不正使用に起因する損害。
- (4) 第3条(1)の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害。
- (5) 戦争・地震など著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難などに起因する損害。
- (6) その他、カード会員規約に反する使用に起因する損害。

なお、(1)～(6)に該当しない損害であっても、会員が当社または当社が委託した者が請求する書類を提出しなかった場合、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだ場合、もしくは損害防止軽減のための努力をしなかった等、会員が当社の必要な指示に従わなかった場合にはその損害について補填を行わないものとします。

第5条 (自動継続)

当制度への加入は毎年自動的に継続します。

第6条 (損害補填の手続きと調査)

- (1) 会員が損害の補填を請求するときは、損害の発生を知ったときから30日以内に損害の状況等を記入した損害報告書、最寄りの警察署に盗難届出証明書・被害届出証明書等の当社が必要と認める書類を当社または当社が委託した者に提出するものとします。
- (2) 当社または当社が委託した者が、(1)の損害状況等の調査を行う場合、会員はこれに協力するものとします。

【相談窓口】

- 1 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店（当社が販売した商品については当社）にご連絡ください。
- 2 本規約についてのお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面（第二章第7条(4)）については、下記全日信販株式会社におたずねください。

全日信販株式会社

登録番号 中国財務局長(10)第00021号

日本貸金業協会会員 第002822号

ホームページアドレス <http://aj-card.co.jp/>

本社 〒700-0823 岡山市北区丸の内1-1-4

クレジットセンター 〒701-0151 岡山市北区平野594-1 TEL(086)292-4222